福島復興再生特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令及び福島復興再生特別措置法に基づく流通機能向上事業に係る許認可等の特例に関する省令の一部を改正する省令

（福島復興再生特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令の一部改正）

第一条　福島復興再生特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令（平成二十四年国土交通省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「第四十条第七項」を「第五十三条第七項」に改める。

第四条第二項第二号中「第四十条第四項」を「第五十三条第四項」に改める。

第九条第二項中「第四十条第五項第一号」を「第五十三条第五項第一号」に改める。

第十二条及び第十三条中「第四十条第八項」を「第五十三条第八項」に改める。

第十四条第一項中「第四十条第九項」を「第五十三条第九項」に改める。

別記第二号様式、別記第四号様式及び別記第五号様式中「第40条第７項」を「第53条第７項」に改める。

別記第六号様式表面中「第四十条第八項」を「第五十三条第八項」に、同様式裏面中「第四十条」を「第五十三条」に改める。

（福島復興再生特別措置法に基づく流通機能向上事業に係る許認可等の特例に関する省令の一部改正）

第二条　福島復興再生特別措置法に基づく流通機能向上事業に係る許認可等の特例に関する省令（平成二十四年国土交通省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「第四十八条第一項」を「第六十一条第一項」に、「第三十八条第二項第三号ホ」を「第五十一条第二項第三号ホ」に、「第三十八条第二項第三号」を「第五十一条第二項第三号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。